

第12章 更正、決定等事務

改 正 後

更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び輸入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法（国税通則法第90条、第91条、第113条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{新たに納付すべき本税の額} & \times & \begin{array}{|c|} \hline \text{〔延滞税の割合〕} \\ \hline 7.3\% \text{ (注)} \\ \text{〔納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%〕} \\ \hline \end{array} & \times & \begin{array}{|c|} \hline \text{〔期間（日数）〕} \\ \hline \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \\ \hline \end{array} \\ \hline & & 365 & & \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

（注）延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年7.3%と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成21年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成22年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年14.6%

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
- ① 期限内申告書を出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
- ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
- ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改 正 前

更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び輸入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法（国税通則法第90条、第91条、第113条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{新たに納付すべき本税の額} & \times & \begin{array}{|c|} \hline \text{〔延滞税の割合〕} \\ \hline 7.3\% \text{ (注)} \\ \text{〔納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%〕} \\ \hline \end{array} & \times & \begin{array}{|c|} \hline \text{〔期間（日数）〕} \\ \hline \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \\ \hline \end{array} \\ \hline & & 365 & & \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年7.3%と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成19年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.75%ですので平成20年1月1日から同年12月31日までの割合は4.7%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年14.6%

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が10,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
- ① 期限内申告書を出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
- ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
- ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び輸入代理店（郵便局を含む。）、又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）、
※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。

延滞税の計算方法（国税通則法第99条、第100条、第108条、第110条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline & \text{〔延滞税の割合〕} & & \text{〔期間（日数）〕} & \\ \hline \text{新たに納付すべき本税の額} & \times & \begin{array}{|c|} \hline 7.3\% \text{ (注)} \\ \hline \text{〔納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%〕} \end{array} & \times & \begin{array}{|c|} \hline \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} \\ \hline & & 365 & & \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

（注） 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。
具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4.1%」のいずれか低い割合
例えば、平成21年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成22年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
- ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日まで申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び輸入代理店（郵便局を含む。）、又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）、
※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。

延滞税の計算方法（国税通則法第99条、第100条、第108条、第110条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline & \text{〔延滞税の割合〕} & & \text{〔期間（日数）〕} & \\ \hline \text{新たに納付すべき本税の額} & \times & \begin{array}{|c|} \hline 7.3\% \text{ (注)} \\ \hline \text{〔納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%〕} \end{array} & \times & \begin{array}{|c|} \hline \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} \\ \hline & & 365 & & \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

（注） 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。
具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4.1%」のいずれか低い割合
例えば、平成19年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.15%ですので平成20年1月1日から同年12月31日までの割合は4.7%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
- ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日まで申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

更正決定等通知書(翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書/付表の九)

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

(通知書の別添の「翌年へ繰り越す純損失・純損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の損益等による金額に、この計算書によって計算してあります。)

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額		氏名 _____ 歳															
総所得	所得	所得	所得														
①	②	③	④														
2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の損益等による金額																	
繰越損失の種類	③ 前年から繰り越された損失額	④ 本年分の所得から控除される繰越損失額	⑤ 翌年への繰越損失額 (③-④)														
その年の三年前(年)分	<table border="1"> <tr><td>総所得</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>変動所得</td><td>所得</td></tr> <tr><td>その他の分</td><td>所得</td></tr> <tr><td>山所</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>林得</td><td>その他の分</td></tr> <tr><td>(特定)居住用財産分</td><td></td></tr> <tr><td>雑損</td><td>雑損失</td></tr> </table>	総所得	被災事業用資産分	変動所得	所得	その他の分	所得	山所	被災事業用資産分	林得	その他の分	(特定)居住用財産分		雑損	雑損失		
総所得	被災事業用資産分																
変動所得	所得																
その他の分	所得																
山所	被災事業用資産分																
林得	その他の分																
(特定)居住用財産分																	
雑損	雑損失																
その年の二年前(年)分	<table border="1"> <tr><td>総所得</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>変動所得</td><td>所得</td></tr> <tr><td>その他の分</td><td>所得</td></tr> <tr><td>山所</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>林得</td><td>その他の分</td></tr> <tr><td>(特定)居住用財産分</td><td></td></tr> <tr><td>雑損</td><td>雑損失</td></tr> </table>	総所得	被災事業用資産分	変動所得	所得	その他の分	所得	山所	被災事業用資産分	林得	その他の分	(特定)居住用財産分		雑損	雑損失		
総所得	被災事業用資産分																
変動所得	所得																
その他の分	所得																
山所	被災事業用資産分																
林得	その他の分																
(特定)居住用財産分																	
雑損	雑損失																
その年の前年(年)分	<table border="1"> <tr><td>総所得</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>変動所得</td><td>所得</td></tr> <tr><td>その他の分</td><td>所得</td></tr> <tr><td>山所</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>林得</td><td>その他の分</td></tr> <tr><td>(特定)居住用財産分</td><td></td></tr> <tr><td>雑損</td><td>雑損失</td></tr> </table>	総所得	被災事業用資産分	変動所得	所得	その他の分	所得	山所	被災事業用資産分	林得	その他の分	(特定)居住用財産分		雑損	雑損失		
総所得	被災事業用資産分																
変動所得	所得																
その他の分	所得																
山所	被災事業用資産分																
林得	その他の分																
(特定)居住用財産分																	
雑損	雑損失																
本年分	<table border="1"> <tr><td>総所得</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>変動所得</td><td>所得</td></tr> <tr><td>その他の分</td><td>所得</td></tr> <tr><td>山所</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>林得</td><td>その他の分</td></tr> <tr><td>(特定)居住用財産分</td><td></td></tr> <tr><td>雑損</td><td>雑損失</td></tr> </table>	総所得	被災事業用資産分	変動所得	所得	その他の分	所得	山所	被災事業用資産分	林得	その他の分	(特定)居住用財産分		雑損	雑損失	(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。	
総所得	被災事業用資産分																
変動所得	所得																
その他の分	所得																
山所	被災事業用資産分																
林得	その他の分																
(特定)居住用財産分																	
雑損	雑損失																
株式等の譲渡所得等		① 譲渡及び取得には、前年から繰り越された純損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	②														
先物取引の事業・雑所得		③	④														
4E) ③ 前年から繰り越された損失額: は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。																	
3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額		<table border="1"> <tr> <td>本年分</td> <td>④ 純損失の金額 (翌年へ繰り越す純損失の金額に控除してあります。)</td> <td>⑤ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額</td> <td>⑥ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(④-⑤)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		本年分	④ 純損失の金額 (翌年へ繰り越す純損失の金額に控除してあります。)	⑤ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(④-⑤)										
本年分	④ 純損失の金額 (翌年へ繰り越す純損失の金額に控除してあります。)	⑤ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(④-⑤)														

()枚のうち()枚目

22.3

更正決定等通知書(翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書/付表の九)

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

(通知書の別添の「翌年へ繰り越す純損失・純損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の損益等による金額に、この計算書によって計算してあります。)

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額		氏名 _____ 歳															
総所得	所得	所得	所得														
①	②	③	④														
2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の損益等による金額																	
繰越損失の種類	③ 前年から繰り越された損失額	④ 本年分の所得から控除される繰越損失額	⑤ 翌年への繰越損失額 (③-④)														
その年の三年前(年)分	<table border="1"> <tr><td>総所得</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>変動所得</td><td>所得</td></tr> <tr><td>その他の分</td><td>所得</td></tr> <tr><td>山所</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>林得</td><td>その他の分</td></tr> <tr><td>(特定)居住用財産分</td><td></td></tr> <tr><td>雑損</td><td>雑損失</td></tr> </table>	総所得	被災事業用資産分	変動所得	所得	その他の分	所得	山所	被災事業用資産分	林得	その他の分	(特定)居住用財産分		雑損	雑損失		
総所得	被災事業用資産分																
変動所得	所得																
その他の分	所得																
山所	被災事業用資産分																
林得	その他の分																
(特定)居住用財産分																	
雑損	雑損失																
その年の二年前(年)分	<table border="1"> <tr><td>総所得</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>変動所得</td><td>所得</td></tr> <tr><td>その他の分</td><td>所得</td></tr> <tr><td>山所</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>林得</td><td>その他の分</td></tr> <tr><td>(特定)居住用財産分</td><td></td></tr> <tr><td>雑損</td><td>雑損失</td></tr> </table>	総所得	被災事業用資産分	変動所得	所得	その他の分	所得	山所	被災事業用資産分	林得	その他の分	(特定)居住用財産分		雑損	雑損失		
総所得	被災事業用資産分																
変動所得	所得																
その他の分	所得																
山所	被災事業用資産分																
林得	その他の分																
(特定)居住用財産分																	
雑損	雑損失																
その年の前年(年)分	<table border="1"> <tr><td>総所得</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>変動所得</td><td>所得</td></tr> <tr><td>その他の分</td><td>所得</td></tr> <tr><td>山所</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>林得</td><td>その他の分</td></tr> <tr><td>(特定)居住用財産分</td><td></td></tr> <tr><td>雑損</td><td>雑損失</td></tr> </table>	総所得	被災事業用資産分	変動所得	所得	その他の分	所得	山所	被災事業用資産分	林得	その他の分	(特定)居住用財産分		雑損	雑損失		
総所得	被災事業用資産分																
変動所得	所得																
その他の分	所得																
山所	被災事業用資産分																
林得	その他の分																
(特定)居住用財産分																	
雑損	雑損失																
本年分	<table border="1"> <tr><td>総所得</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>変動所得</td><td>所得</td></tr> <tr><td>その他の分</td><td>所得</td></tr> <tr><td>山所</td><td>被災事業用資産分</td></tr> <tr><td>林得</td><td>その他の分</td></tr> <tr><td>(特定)居住用財産分</td><td></td></tr> <tr><td>雑損</td><td>雑損失</td></tr> </table>	総所得	被災事業用資産分	変動所得	所得	その他の分	所得	山所	被災事業用資産分	林得	その他の分	(特定)居住用財産分		雑損	雑損失	(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。	
総所得	被災事業用資産分																
変動所得	所得																
その他の分	所得																
山所	被災事業用資産分																
林得	その他の分																
(特定)居住用財産分																	
雑損	雑損失																
株式等の譲渡所得等		① 譲渡及び取得には、前年から繰り越された純損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	②														
先物取引の事業・雑所得		③	④														
3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額																	
本年分	④ 純損失の金額 (翌年へ繰り越す純損失の金額に控除してあります。)	⑤ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(④-⑤)														

()枚のうち()枚目

21.3

更正決定等通知書(翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書/付表の十)

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書 (通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。)

氏名 _____ 税

1 平成 ____ 年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額の計算

株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(②+③) (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	⑤	
本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (②③の場合、②③の場合、④⑤の金額のいずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑥	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (④の金額と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑦	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額	⑧	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑦-⑧) (損失の金額が算出されない場合には0と書いてあります。)	⑨	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額(⑧-⑨) (所得金額が算出されない場合には0と書いてあります。)	⑩	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことができなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の	特定	株式 ⑪	円
3年前分 (平成 ____ 年分)	上場	株式 ⑫ 配当 ⑬	
本年の	特定	株式 ⑭	円
2年前分 (平成 ____ 年分)	上場	株式 ⑮ 配当 ⑯	
本年の	特定	株式 ⑰	円
前年分 (平成 ____ 年分)	上場	株式 ⑱ 配当 ⑲	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑳		
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑰+⑱+⑲)	㉑		
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額(⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔)	㉕		

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額(⑩-㉕)(別欄に記載された金額が0の場合は、記載されません。)	㉖	円
--	---	---

()枚のうち()枚目

22.3

付表の十

更正決定等通知書(翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書/付表の十)

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書 (通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。)

氏名 _____ 税

1 平成 ____ 年分の特定譲渡損失の金額の計算	円
株式等に係る譲渡所得等の金額	①
上場株式等に係る譲渡損失の金額	②
特定投資株式の譲渡による損失の金額	③
特定投資株式の価値喪失による損失の金額	④
特定譲渡損失の金額	⑤

③、④欄については、損失の金額がない場合には0と書いてあります。
⑤欄には、③の金額と④の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。

2 翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算

	㉖ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	㉗ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことができなかった株式等に係る譲渡損失の金額(㉖-㉗)
本年の	円	円	円
3年前分 (平成 ____ 年分)			
本年の			円
2年前分 (平成 ____ 年分)			
本年の			円
前年分 (平成 ____ 年分)			
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額(㉖+㉗+㉘)	㉙		

()枚のうち()枚目

23.3

付表の十